

1. 学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）が、令和2年5月19日閣議決定されました。

- 対象学生：家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっているもの
- 給付額：住民税非課税世帯の学生 20万円
上記以外の学生 10万円

2. 問い合わせ先

宮城高等歯科衛生士学院事務担当 堀籠

※ 申請方法等は、追って説明会を開催いたしますので、しばらくお待ちください。

「学びの継続」のための「学生支援緊急給付金」ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html